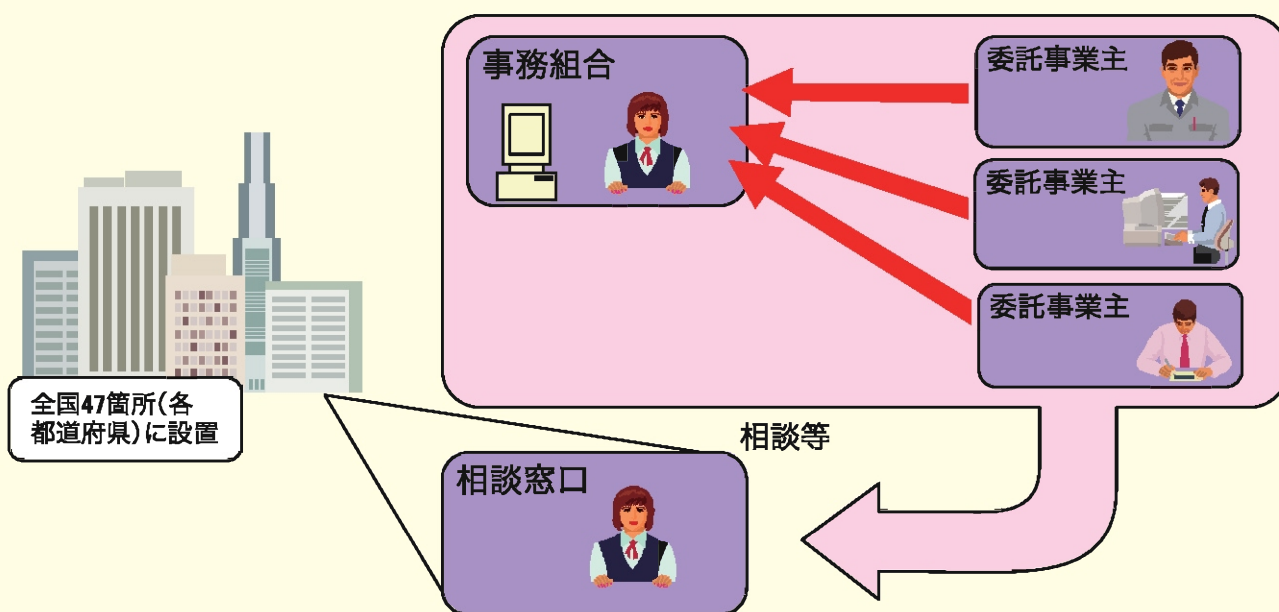


## 1 申告・納付について

- 事務組合に委託している事業主の皆様は、平成19年度年度更新から、労働保険料と同様に、事務組合を通じて一般拠出金を申告・納付することとなり、新たに労働局に対する一般拠出金の申告・納付を行うための事務手続は必要としません。
- 一般拠出金の額は、「事業主が平成18年度に労働者に支払った賃金総額」に「一般拠出金率(一律0.05/1000)」を乗じて算出します。
- その他一般拠出金について、ご不明の点がある場合には、委託先事務組合、下記の一般拠出金申告・納付相談窓口又は都道府県労働局へご相談ください。

## 2 事務組合委託事業主に対する一般拠出金申告・納付相談窓口の設置について

- ① 概要  
平成19年度からの一般拠出金徴収に伴い、事務組合委託事業主の皆様からの様々な問い合わせ・相談等に対応するため、各都道府県に一カ所相談窓口を設置し、専門的知識を有する相談員が相談に応じます。
- ② 設置期間等  
平成19年4月～6月  
※ 相談窓口の設置場所及び電話番号等の詳細については、厚生労働省ホームページ等でお知らせします。(3月下旬予定)



## 3 報奨金の支給について(一般拠出金用)

一般拠出金徴収に伴い、労働保険料に係る報奨金に準じて、一般拠出金についても報奨金を交付いたします。なお、報奨金支給基準・支給額等については、別途、都道府県労働局を通じてお知らせします。(6月予定)